

# 姫路市官民データ活用推進計画

令和2年度～令和4年度

姫 路 市



## はじめに

近年の情報通信技術（ICT）は、スマートフォンの普及や、モノのインターネット（IoT）の発達、情報通信ネットワークの高速化・大容量化などに見られる著しい進歩により、音声、画像、センサー情報などのデータが、リアルタイムに蓄積、送受信できるようになり、くらしの様式が大きく様変わりを見せています。働きや学びなど様々な場面で、オンライン化・リモート化が進み、場所や時間の制約を受けない生活ができるようになっていきます。

一方、全国的な少子高齢化、人口減少といった課題に加え、新型コロナウイルス感染症など新たな感染症や自然災害等に対する不安が、くらしや経済活動に多大な影響を及ぼし、本市を取り巻く状況も厳しさを増しています。これらの課題や不安に対応するため、ICTの利活用を適正かつ効果的に推進することがますます重要となっています。

このたび、策定いたしました「姫路市官民データ活用推進計画」は、都心部から自然豊かな地域まで、多様な営みを抱える本市が、人と地域をたいせつにし、市民の皆さまお一人おひとりのくらしや地域コミュニティ、地域資源を通して、活力があふれ、都市全体の生産性が高まるよう、ICTの利活用を総合的に進めるものでございます。計画の推進に当たっては、情報セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱いを確保することはもちろん、データ活用人材の育成に努めることも欠かせないものと考えております。

市民、企業、団体の皆さまがICTの利活用による便益を享受でき、真に豊かさを実感できる社会の実現に向け、本計画に沿ってICT施策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、多大なるご尽力を頂きました「姫路市官民データ活用推進会議」委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見を頂きました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和2年7月

姫路市長

清元秀泰





## < 目 次 >

第1章 姫路市官民データ活用推進計画について .....	2
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
第2章 データ活用を取り巻く環境.....	6
1 データ活用を取り巻く状況	
2 姫路市の情報化に係るこれまでの取組み	
3 姫路市の現状と課題	
第3章 目指すべき姿と基本理念.....	12
1 目指すべき姿	
2 基本理念	
第4章 基本的政策.....	16
1 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組み	
2 官民データの容易な利用等に係る取組み	
3 個人番号カード（マイナンバーカード）の普及及び活用に係る取組み	
4 利用の機会等の格差の是正に係る取組み	
5 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組み	
6 地域資源を豊かにするデータ利活用に係る取組み	
第5章 計画の推進 .....	30
1 計画の推進に係る留意事項	
2 庁内推進体制	



## 第 1 章

# 姫路市官民データ活用推進計画について

# 第1章 姫路市官民データ活用推進計画について

---

## 1 計画の目的

近年、スマートフォンの普及、モノのインターネットの発達、情報通信ネットワークの高速化、大容量化などに見られるICTの著しい進歩・普及により、個人や事業者等が、文字情報のみならず、音声、画像・映像データ、位置情報、センサー情報などの情報をリアルタイムに蓄積、送受信できるようになった。多様かつ大量のデータ流通は、コミュニケーションのあり方をはじめ、働き方、観光、医療・介護等、様々な場面で大きな変化をもたらすとともに、大量のデータから様々な分析を行うことによって、新たな価値の創出につながる人工知能(AI:Artificial Intelligence)技術も大きく発展を続けており、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつある。

こうした状況にあって、国民及び事業者等のニーズにきめ細かく対応し、新たなライフスタイルや地域課題の解決に対応していくためには、AI、ロボットなどの技術的進展を踏まえた、データ活用を適正かつ効果的に推進することがますます重要となっている。

ICTが大きく発展を見せる一方、少子高齢化、人口減少も進み、時代の変化は激しさを増している。我が国は主要先進国の中でも高齢化率とその上昇スピードが高水準であり、生産年齢人口の減少による人口構造の変化も顕著となっている。多様な地域からなる本市においては、地域間での人口動態、人口構造の変化に応じて行政サービスを提供することも求められる。人口が減少していく社会だからこそ、人と地域を大切にし、本市の官民データの活用を進めなくてはならない。

データ活用は、安全でまた安心して行われることを基本に、市民一人ひとりにとって、様々な利便性、快適さをもたらすことで、暮らしが豊かになるものであり、そのようなICTや利活用を意識せずともその便益を享受し、真に豊かさを享受できる社会が目指すべき姿である。したがって、本市においてその目指すべき姿を実現するため、「活力あふれ、人が輝く、生きがい先進都市」を本市として実現すべき都市ビジョンとして据え、市民一人ひとりの暮らしを安全・安心で、快適・便利なものにしようとする理念を基本に据えて取り組まなくてはならない。

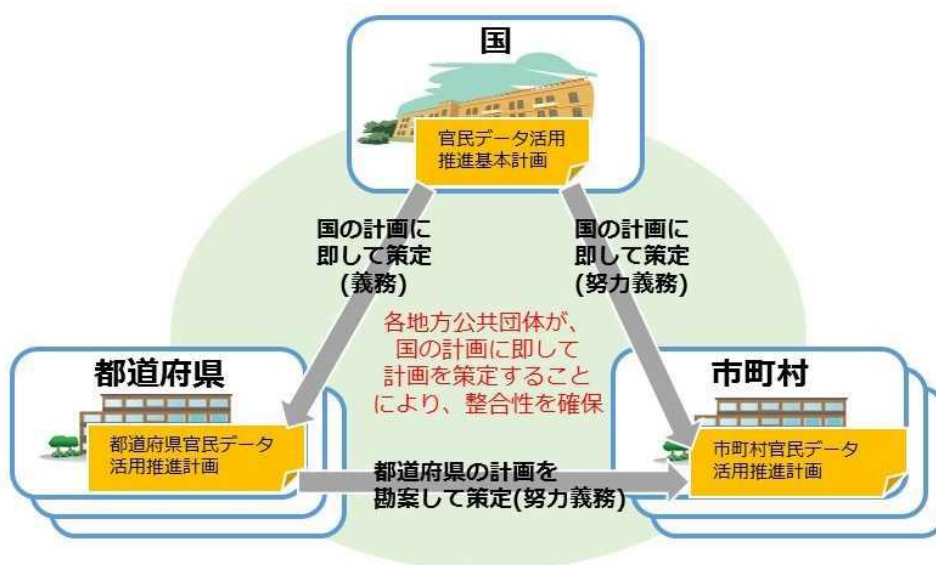
本計画は、かかる認識のもと、ICT施策を体系的に推進し、データ利用環境の整備促進を図ることにより、市民及び事業者等の利便性向上や地域課題の解決、事務負担の軽減等に寄与すること、並びに手続のデジタル化等による行政サービスの効率化及び客観的な根拠に基づいた効果的な政策立案を推進することを目的とする。



## 2 計画の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）（以下、「基本法」という。）第9条第3項に基づき、市の努力義務として策定する本市における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画であり、本市のデジタル化を計画的に進めるための総合戦略となるものである。

計画の策定に当たっては、市民一人ひとりがきめ細かいサービスを楽しむことができる社会の実現を目指し、データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通を促進するため、国及び兵庫県、姫路市の官民データ活用推進計画と整合性を図りながら、それらの計画に即したものとする。

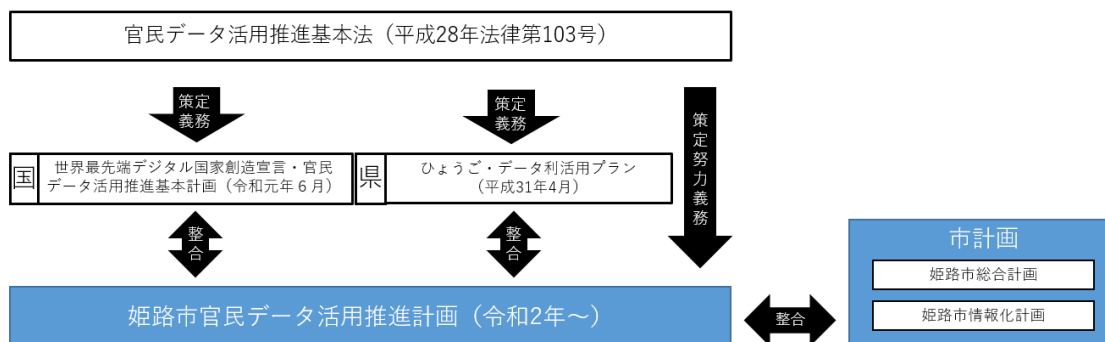


出典：官民データ活用推進基本法について(内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室)H29. 3. 10

また、現在の総合計画（～令和2年度（2020年度））や新たな総合計画（令和3年度（2021年度）～）と連携した本市のICT施策の基本的な考え方となる計画で、本市の進むべき情報化の方針を示す姫路市情報化計画（計画期間：平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度））とも方向性や取組内容等の整合性を図るものである。

本計画は、本市における官民データ活用・ICTに関する施策、推進体制の基本的な事項を定めるとともに、市民や関係者と市が共有することで、理解を深め、連携を強めるビジョンとして、官民データ活用社会の実現に向けた取組みを推進する役割も担っている。

- 姫路市官民データ活用推進計画の位置付け -

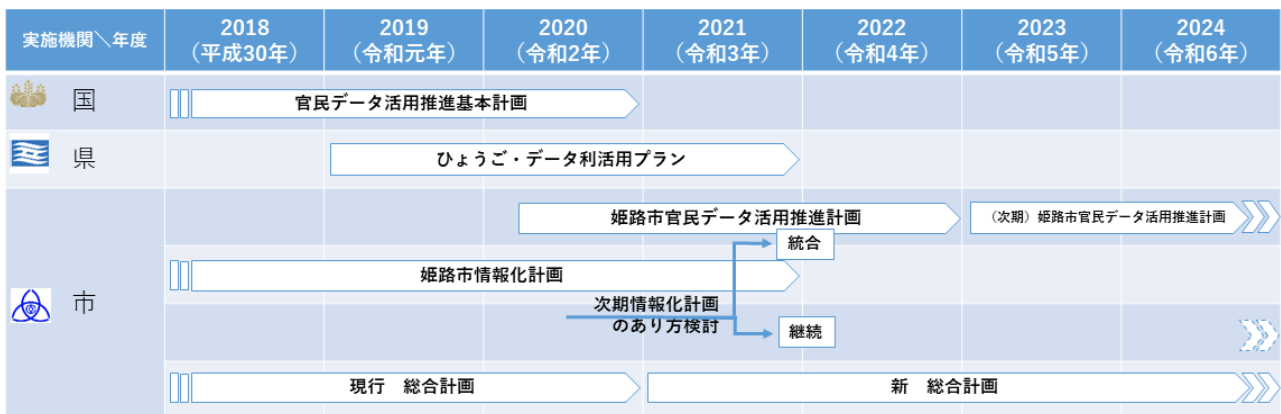


## 第1章 姫路市官民データ活用推進計画の策定について

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、市民及び事業者等のニーズの変化など官民データ活用に関する環境変化を把握し、総合的かつ柔軟、適切に対応できるよう、令和2年度から令和4年度までの3年間とする。

令和元年6月に閣議決定された国の世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定。以下、「国の基本計画」という。）において、示される国の方向性等を踏まえ、市の総合計画等との連携を図りながら、取組みを推進していくこととする。



## 第2章

### データ活用を取り巻く環境

## 第2章 データ活用を取り巻く環境

### 1 データ活用を取り巻く状況

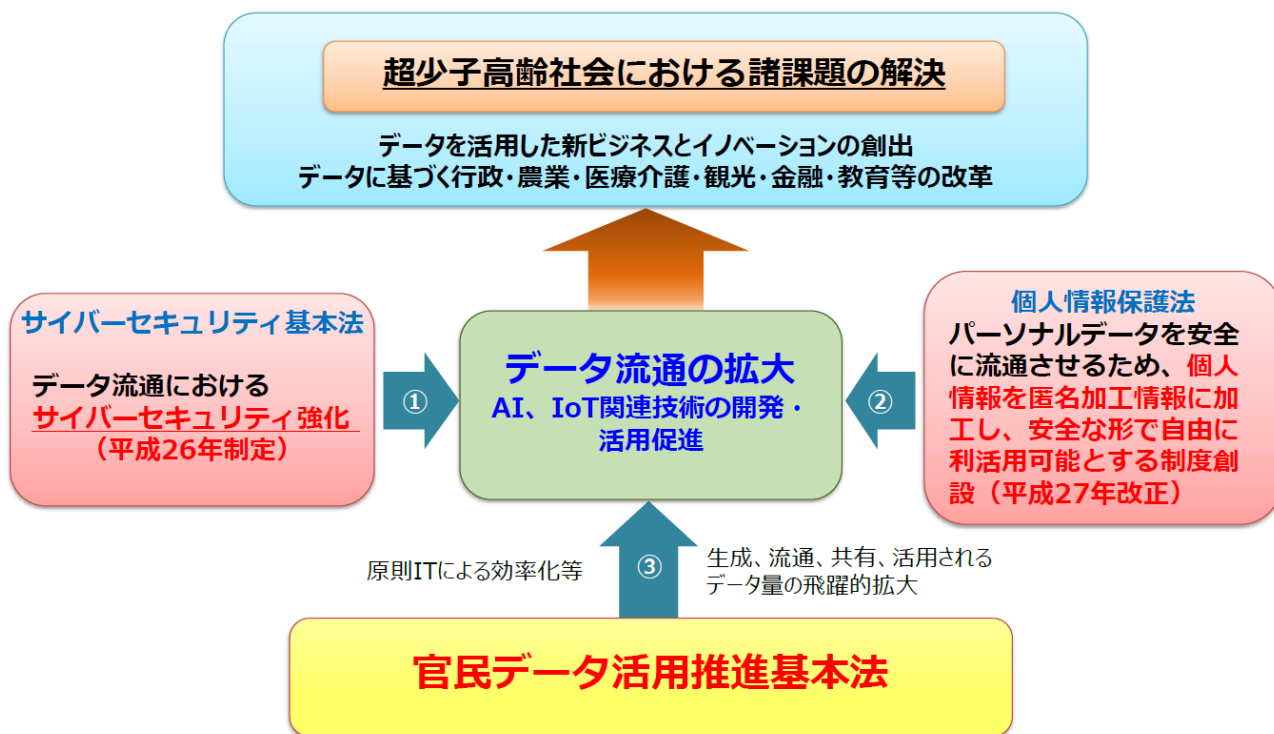
#### (1) 官民データ活用推進基本法制定の背景

我が国は主要先進国の中でも高齢化率とその上昇スピードが高水準であり、加えて生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による人口構造の変化も顕著となっていることから、国は様々な諸課題に取り組んでいる。

これら課題に対応するに当たって、各種データの活用により、安全・安心な生活への期待、個々人の多様化するニーズや考え方にきめ細かく対応するための技術的環境の形成やそれを実現していくための対策を講じていくことが求められている。

こうした趣旨を踏まえ、我が国が官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、平成28年12月に基本法が公布・施行された。同法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画の策定を求めている。

### 官民データ活用推進基本法制定の背景



出典：官民データ活用推進基本法について（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）H29.3.10

(2) Society 5.0の実現に向けた業務の効率化及び協働の態様変化

サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合し、経済発展と社会的課題の解決を両立するSociety 5.0による人間中心の社会の実現に向けた技術は、業務の自動化・省力化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することが可能であり、また、利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高めることにもつながる。

限られた職員数でも地方自治体として担うべき機能が発揮でき、質・量の両面から市民サービスを充実させるためには、AI等の先端技術を取り入れ、事務作業の自動化を進めることで、企画立案業務や市民への直接的なサービス提供といった職員が果たすべき業務に職員が注力できる環境を整えていかななくてはならない。また、自治体間で共通する行政課題については、解決手法の成熟が期待されるため、自治体間において共通化あるいは標準化されたシステム等の利用を推進し、積極的な業務効率化を図っていく必要がある。

人口減少と高齢化、地域間の人口異動、人口構造の変化に伴い、市民一人ひとりが支えあう機能も変わっていく中、市民生活に不可欠なニーズを満たすため、地域コミュニティや経済関係、大学等の各種団体といった多様な主体と連携した取組みを進めることが、官民データの活用推進においても重要である。

## Society 5.0による人間中心の社会



出典：内閣府ホームページより

### 2 姫路市の情報化に係るこれまでの取組み

本市では、平成14年6月に従来の行政情報化計画と地域情報化計画を融合させた最初の姫路市情報化計画を策定した。その後、新たな行政課題や高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、社会情勢の変化に応じ、5年ごとに情報化計画の見直しを行いながら、市民サービスの向上や行政の合理化・効率化に向けた多様な情報化施策を積極的に推進してきた。

同計画に基づく、具体的な取組みとしては、条例・規則や市議会会議録、地図情報の検索機能、市議会インターネット中継を本市ホームページ上で提供するとともに、各種届出やイベントの申込みに係る電子申請、市税に係る申告（eLTAX）、文化施設・スポーツ施設の利用に係るオンライン予約サービスなどを展開し、市民サービスの向上に寄与してきた。また、庁内における電子市役所の推進として、庁内通信ネットワークシステムの拡充・更新、文書管理・財務会計システム、消防防災総合情報システム等の構築・運用・更新及び地域公共ネットワークの整備に加え、情報システムの最適化など、様々なシステムや情報基盤の整備に積極的に取り組んできた。

しかしながら、情報インフラの整備や利活用、ICTによる構造改革の推進という方向性だけでは、データ流通量の増大、AI・ロボット技術といった先端的なICTの進展に対応して、市民サービスの向上を図るには不十分となってきた。加えて、労働力の供給不足や社会保障関係経費の累増による財政の硬直化など、少子高齢化がもたらす経営資源への制限が大きくなってきており、ICTを取り巻く環境変化に積極的に対応していかななくてはならない。

そのためには、先端的なICT導入による業務効率化による労働力不足への対応だけでなく、オープンデータを中心としたICT施策や市の保有するデータの有効活用により、多様な主体の活力向上を図り、新事業の創出や協働の促進を進めることが重みを増している。そうした性格を有する施策展開は、現在の情報化計画においても、行政情報分析基盤に代表されるEBPMの推進や、オープンデータカタログサイトに関する取組みにより進められている。

こうした様々な主体の活力を引き出そうとする取組みを、今後の本市のICT施策において総合的に推進していくことが重要となっている。

### 3 姫路市の現状と課題

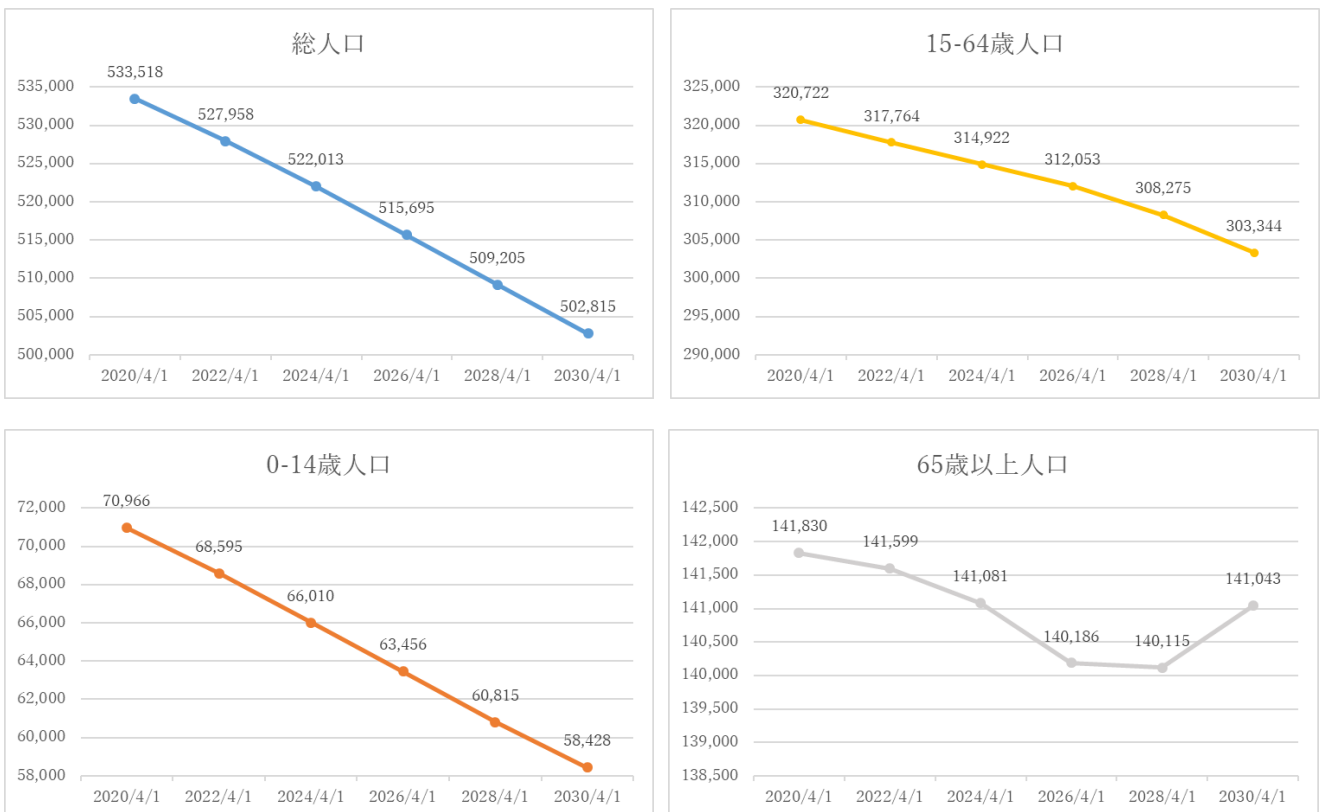
我が国は平成20年（2008年）から人口縮減期に入っており、労働力の深刻な供給制約は、避けがたい社会経済の前提条件である。今後、本市においても、人口減少、少子高齢化、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が見込まれ、各種サービスの担い手不足、インフラ維持の相対的負担増など、様々な社会課題となって現れてくる。

経営資源が大きく制約されていく中、業務の自動化・省力化につながる技術など、先端的なICTを用いて社会課題を解決・改善していく「スマート自治体」となることが求められている。

本市には都心部から自然豊かな地域まで多様な市民が暮らしており、その営みも多様である。こうした多様性を前提として、人と地域を大切にし、市民一人ひとりの暮らし、人と人のつながりである地域コミュニティ、地域資源から活力があふれ、都市全体の生産性が高まるよう、市政運営に取り組んでいかなければならない。

限られた経営資源の中、社会課題を解決するための先端的なICT活用も、こうした市政運営の手段であるから、施策体系化において本市の地域特性を考慮し、本市市政の取組みの方向性に合わせ、効果的・効率的な行政運営、持続的な発展に資するよう、総合的、計画的に展開していくことが求められる。

#### <本市の人口予測>



出典：姫路市行政情報分析基盤の人口シミュレーションレポートを元に作成

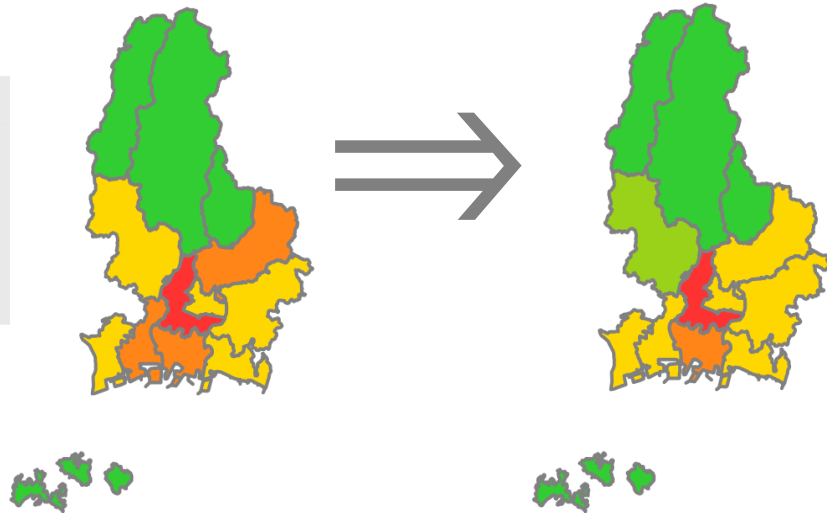
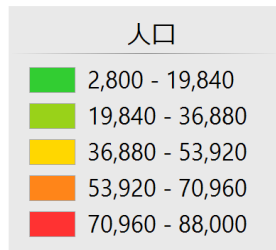
（注意）姫路市行政情報分析基盤の人口推計は、コーホート要因法を用いており、推計に必要な男女別5歳階級別人口及び出生率、純移動率等の値は、分析基盤の人口分析用データから計算しているため、本市の他の計画等に掲載されている人口推計値とは異なる。

## 第2章 データ活用を取り巻く環境

<本市の地域間の人口異動のイメージ（姫路市 行政情報分析基盤より）>

20/04/01時点

30/04/01時点





## 第3章

### 目指すべき姿と基本理念

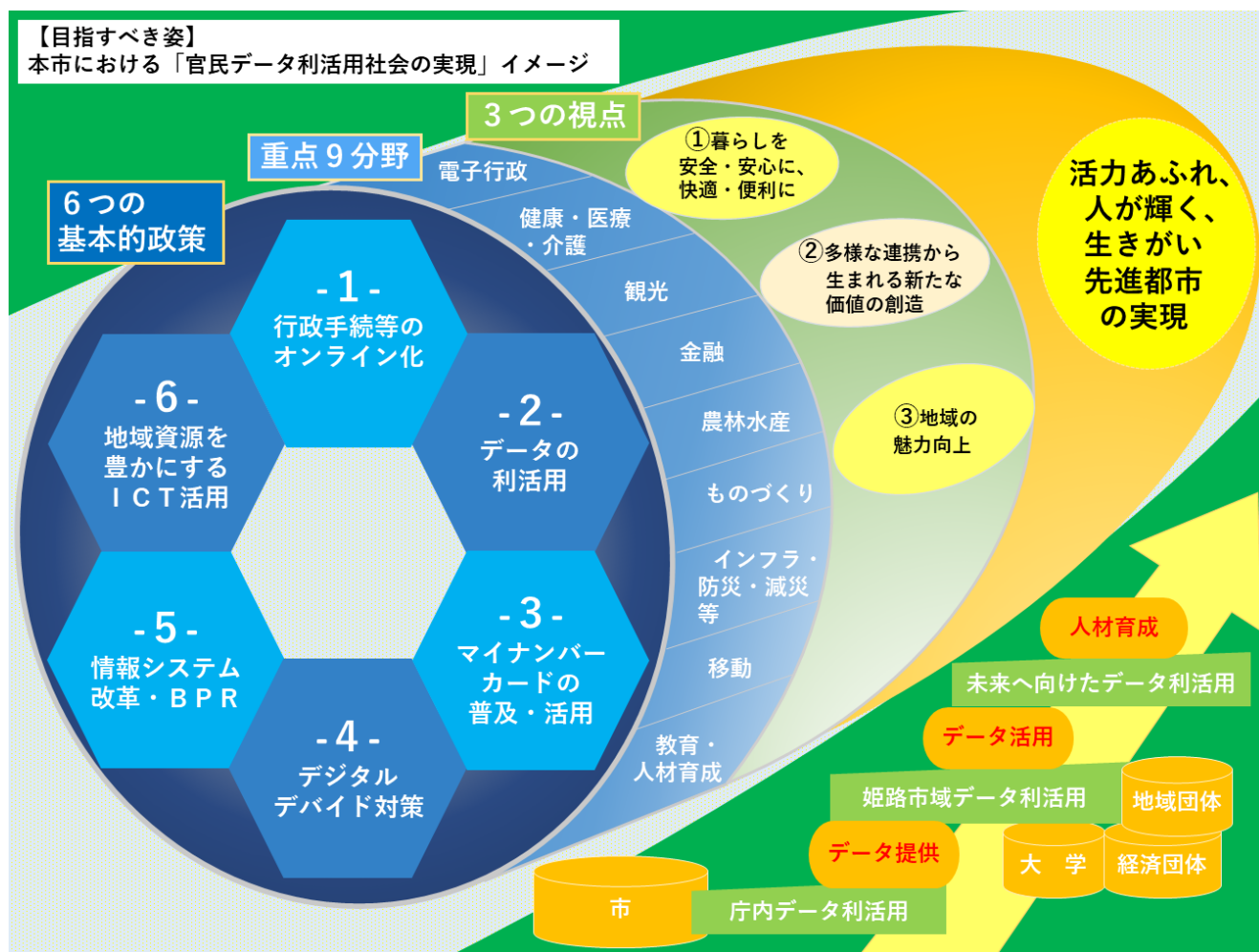
# 第3章 目指すべき姿と基本理念

## 1 目指すべき姿

### 『活力あふれ、人が輝く、生きがい先進都市』

～ 本市における「官民データ利活用社会\*」の実現 ～

\*「官民データ利活用社会」とは、全ての国民がICT利活用やデータ利活用を意識せずその便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会のこと。



基本法において、市は国の基本計画に即し、かつ兵庫県の官民データ活用推進計画を勘案して、市の官民データ活用の推進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされている（基本法第9条第3項）。

本計画においては、基本法に定める基本的施策を踏まえ、国の基本計画において定められた8分野に本市が重視する「教育・人材育成」分野を加えた9分野に重点をおいて6つの基本的政策を定めることにより、本市の官民データ・ICT活用、デジタル化に関する施策を展開する。基本理念に基づく3つの視点により総合的に関係施策を実施し、本市における官民データ利活用社会「活力あふれ、人が輝く、生きがい先進都市」の実現を目指す。

## 2 基本理念

### (1) 基本法に定められた基本理念

基本法第3条各項に、官民データ活用推進に係る基本理念が定められており、同法第5条で、市はこの基本理念にのっとり、官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定されている。

### (基本法に定められた基本理念)

- 自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与すること（基本法第3条第2項）
- 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資すること（E B P M : 証拠に基づく政策立案）（同条第3項）
- 官民データ活用の推進に当たって、
  - ・ 情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性の確保、個人及び法人の権利利益等が害されないようにすること（同条第4項）
  - ・ 国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野における情報通信技術の更なる活用（同条第5項）
  - ・ 国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤の整備（同条第6項）
  - ・ 多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（同条第7項）
  - ・ A I、I o T、クラウドその他の先端的な技術の活用（同条第8項）

### 第3章 目指すべき姿と基本理念

#### (2) 本市の官民データ利活用の推進における基本理念

本市における官民データの利活用の推進に関し、基本法の基本理念を踏まえ、効果的・効率的な市政運営、多様な主体の信頼と連携、地域のネットワークにより本市が力強く発展していけるよう、基本理念を定める。

#### 【基本理念】

## 多様な人と地域を大切にし、都市全体の生産性を高める ICT・官民データ利活用

基本理念の中心である市民と、多様な主体間の連携、地域を基本的な視座とし、本市における官民データ活用を総合的に推進するために3つの視点を設ける。

### ～ 3つの視点 ～



- ： 市民一人ひとりの暮らしをより安全・安心に、より快適・便利に
- ・ 市民一人ひとりが安全・安心、快適・便利に暮らし、元気に輝く
- 【関係分野】 健康・医療・介護、防災・減災、電子行政
- 医療情報の共有化をはじめ、効率的で効果的な医療サービスの提供を可能とする仕組みの構築や、市民目線に立った手続の迅速化、災害時の速やかな救助を目指す
- 【関係分野】 教育・人材育成
- 子どもたちの成長、高齢者や障害者福祉など市民の一生を通して寄り添い支援



- ： 多様な主体間の信頼と連携から生まれる新たな価値の創造
- ・ 市民、産官学等の多様な主体が、互いに信頼し合い、連携しながら、新たな価値を生み出し続ける
- 【関係分野】 ものづくり・産業、農林水産、金融、その他（地域活動等）
- つながりの深化、新たなサービスの創出、先端技術の活用等



- ： 豊かな地域資源のネットワーク強化で育まれる地域の魅力向上
- ・ 姫路駅を中心とした都心部から、豊穡の地を彩る豊かな山並み、海岸線をたたえる周辺地域にいたるまでの市域全体が連携し、緊密なネットワークのもとで、力強く発展
- 【関係分野】 観光、インフラ、移動等
- 歴史文化、自然環境などの地域資源活用等

## 第 4 章

### 基本的政策

## 第4章 基本的政策

### 基本的政策1 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組み

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現する。

#### ◆ 基本的政策1 — 方針 ◆

##### ア) 行政手続オンライン化・デジタル化の推進

近年のICTの急速な進展を背景に、先般、国において、これらの技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的として、関係法律を改正する「デジタル手続法<sup>i)</sup>」が成立し、関係法律の「デジタル行政推進法<sup>ii)</sup>」において、行政のデジタル化に関する基本原則や行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等が定められた。

現在取り組んでいる手続も含め、手続の利用状況や国の示す方策等を考慮し、効果的なオンライン化・デジタル化につながる業務への導入を推進することにより、市民や事業者等の利便性向上、業務の簡素化や効率化を図る。

##### イ) 窓口サービスの電子化の推進

タブレット端末を活用したペーパーレス窓口を推進するなど、窓口業務の省力化や効率化を進める一方、市民の負担を軽減し、より分かりやすい窓口を目指す。また、テレビ電話や多言語翻訳機などのICT機器の導入を推進し、窓口へ相談に来ることが難しい人や外国人等に対する窓口サービスの向上を図る。

行政手続のオンライン化と併せ、窓口サービスの利用状況や国の示す方策等を考慮し、利用者の利便性向上や業務の簡素化や効率化を図るとともに、多様な市民一人ひとりの生活課題の解決を図る。

<sup>i)</sup> 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

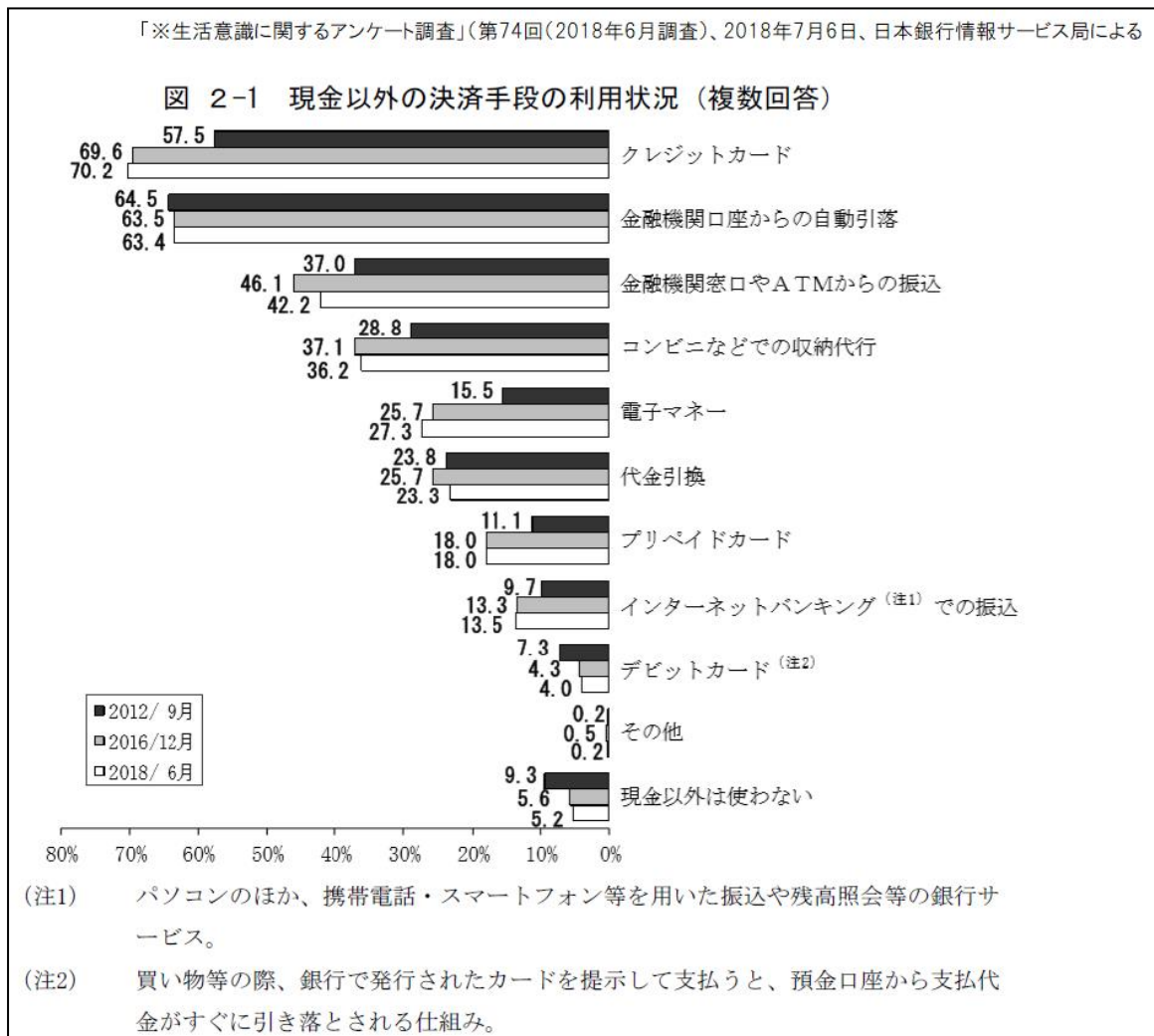
<sup>ii)</sup> 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）

ウ) 支払いのキャッシュレス化の推進<sup>iii</sup>

日常的な生活の中で現金を使わずに決済をする機会が増えてきており（下図）、行政機関でもキャッシュレス化への取組みが進んでいる。

様々な行政サービスに対し、時と場所を選ばず簡単に決済できる仕組みが求められており、こうした仕組みの整備は利用者の利便性の向上と、行政内部の効率化を同時に実現できるメリットも期待される。

本市においては、住民票の写し等の証明書発行手数料や姫路城の入城料金といった料金について、支払いのキャッシュレス化を推進する。



<sup>iii</sup> 「行政におけるキャッシュレス入門」（令和元年9月30日 デジタル・ガバメント技術検討会議）参照

## 第4章 基本的政策

### ● 基本的政策1に係る主な取組み施策 ●

方 針	主な取組み施策
ア) 行政手続オンライン化・デジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・オンライン手続ポータルサイトの活用</li><li>・子育て・介護ワンストップサービスの推進</li></ul>
イ) 窓口サービスの電子化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・タブレット端末を活用したペーパーレス窓口の推進</li><li>・ICTを活用した窓口サービスのユニバーサルデザイン化</li></ul>
ウ) 支払いのキャッシュレス化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・クレジットカードや電子マネーを利用した決済サービスの推進</li></ul>



## 基本的政策 2 官民データの容易な利用等に係る取組み

人口減少社会が進展する中で市民サービスを維持・向上していくためには、官民データを様々な主体が容易に活用できるようにし、地域の特性や課題、ニーズを把握しつつ、施策・事業を展開することが重要となっている。そこで、データの活用主体とその連携に着目し、新たなサービスや価値の創出を促進する「オープンデータ化」や、地域性や時間軸に着目し、その特性や変化の理解から政策の効果性・効率性を高める「ビッグデータ分析」、そして、市民一人ひとりの暮らしに着目し、サービス利用者自身の統合的な「データ活用」による生活の質（QOL）の向上に取り組むことで、官民データの効果的な利用を総合的に推進する。

オープンデータ化については、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改正。）」等を踏まえて、本市が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や市民の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

また、市内ビッグデータの分析については、市民の安全・安心が損なわれることのないよう、技術的対策も含めたより適正なデータ活用につながる仕組み・ルールを構築し、多様な地域特性を踏まえた分析の合理化を進めることにより、各地域の特性を活かすことができるEBPM（証拠に基づく政策立案）を推進する。

さらに、市民一人ひとりにとって、本人に関する多種多様なデータを統合的に利活用できれば、自己の状態に合致した良質なサービスを受けやすくなり、様々な面において大きく暮らしを向上させるものとなる。市民に寄り添う行政を推進するため、個人情報の保護と市民や事業者等の利便性向上を図りつつ、サービス利用者が自らのデータを統合的に活用し、利便性を高める仕組みについて積極的に検討を進める。

### ◆ 基本的政策 2 — 方針 ◆

#### ア) オープンデータの推進

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、国が定める「オープンデータ基本指針」等を踏まえ、平成28年度に本市ホームページ上にオープンデータのページを開設した。オープンデータ化に向け、市が保有する情報の整理を行い、オープンデータを負担なく適正に管理でき、市民や事業者等が容易にオープンデータにアクセスできるよう、オープンデータカタログサイトの活用促進等に取り組み、オープンデータの積極的な利活用を推進する。

取組みの効果として、次のようなものが期待される。

- ・本市の持つ公共データの情報共有が図られるため、官民の協働による公共サービスの提供や、行政が提供した情報による民間サービスの創出が促進される。
- ・公共データを二次利用可能な形で提供することで、地域における新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促される。
- ・公共データを積極的に公開することで、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。
- ・国際標準の機能を用いてオープンデータを公開することで、国等のカタログサイトとの連携を図ることが容易となり、オープンデータの利活用が促進される。

#### イ) ビッグデータ利用によるEBPMの推進

様々な地理的条件や地域特性を有する本市が、人口減少や高齢化等の課題を克服していくためには、こうした課題に関するデータを市内各地域単位で把握し、分析することが必要である。本市では早くより、データに基づき地域特性を把握できる仕組みである「行政情報分析基盤」を構築しており、今後、分析できるデータ・機能の充実を図りつつ、これに基づいた市内の部局・分野を横断する政策分析を推進していくとともに、将来的に必要性が高まる広域的な分析の実現に向けて研究を行う。

行政情報分析基盤を容易に活用できる環境整備を推進することにより、職員のデータ活用能力の向上や本市の地域特性の把握を推進し、行政マネジメント力の向上を図る。こうしたデータ活用から得られた分析結果についても、可能なものから公開することにより、地域経済の活性化、新たな価値創出につながる民間等の活動を喚起する。

#### ウ) 市民の利便性を高めるデータ活用

医療機関の診療・検査情報や予防接種履歴や検診結果データなど、個人の統合的な医療や健康に関するデータ利用が可能になれば、自己の状態に合致した良質なサービスを受けることができる。国においても、医療情報等を活用したPHR・EHRの仕組みの導入を推進しており、これらの動向を注視しつつ、市民の健康寿命の

延伸に向けたデータ活用による健康増進を支援する。

この様なパーソナルデータの活用により実現するサービスの導入においては、個人情報保護の観点から、制度面と情報セキュリティ面での安全管理措置について十分な検討を行い、対応することで、市民一人ひとりの暮らしを快適・便利にするデータ活用ができるよう仕組みの検討を進める。

### ● 基本的政策2に係る主な取組み施策 ●

方 針	主な取組み施策
ア) オープンデータの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市保有データのオープンデータ化</li> <li>・オープンデータを活用したシビックテックの促進</li> </ul>
イ) ビッグデータ利用によるEBPMの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政情報分析基盤の充実・利用促進</li> <li>・ビッグデータを活用した人口・観光動態分析の実施</li> </ul>
ウ) 市民の利便性を高めるデータ活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報連携システムの検討</li> <li>・個人情報の適正な取扱い環境の整備</li> </ul>

### 基本的政策3 個人番号カード（マイナンバーカード）の普及及び活用に係る取組み

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、令和2年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や令和3年3月から本格運用が開始される健康保険証としての利用等の取組みを着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市区町村に対し、マイナンバーカードの「交付円滑化計画」の策定要請がなされている。

本市においても、策定した交付円滑化計画に沿った施策を展開し、マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、行政サービスにおけるマイナンバーカードの活用（例：身分証としての活用、マイキープラットフォームの活用等）を推進することで、市民の利便性向上や行政の事務負担軽減に寄与する。

#### ◆ 基本的政策3 — 方針 ◆

##### ア) マイナンバーカードの普及促進

市民がオンラインでできる行政手続が増えれば、時間・場所の制約が小さくなり、暮らしを快適・便利にできる。行政にとっても認証等に伴う事務負担が軽減し、合理化が進むこととなる。その実現には、市町村長による確かな本人確認を経て発行される公的な本人確認ツールであるマイナンバーカードの普及拡大が欠かせない。

こうした快適・便利さも、マイナンバーカードに対する安全・安心の上に成り立つものであることから、高度なセキュリティ対策が施されているマイナンバーカードの安全・安心に関する仕組み等についての啓発等に十分配慮し、国や県と協力しながら、カードの普及に全力で取り組む。

また、市民のマイナンバーカードの所有率を高めるため、市民が容易に申請や受取ができる窓口環境が必要であることや、マイナンバーカードによる保険資格確認の導入に向けた設定支援の充実が必要であることから、交付円滑化計画等に基づいたカード取得機会の充実を図る。

##### イ) マイナンバーカードの多目的利用の推進

本市は、マイナンバーカードの交付が開始された平成28年（2016年）より、コンビニ交付サービスやマイナンバーカードによる図書館の図書貸出サービスを開始するとともに、平成29年（2017年）には、カードの券面情報の氏名、住所などの基本情報を利用した申請書等自動作成サービスを窓口2か所に試行導入するなど、マイナンバーカードの多目的利用において先進的に取り組んできた。

これらのサービスは、マイナンバーカードのICチップに搭載されている公的個人認証AP等の各種機能により実現しており、今後、マイナンバーカードを活

用した新たなサービスの導入においても、これらの機能の活用を検討する。

また、電子申請手続の拡充やマイナンバーカードによる健康保険証としての利用、マイナポイント事業の実施など、国や他都市の動向を注視しつつ、マイナンバーカードの多目的利用の推進に向けた検討を行い、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの利活用による市民の利便性向上を目指す。

● 基本的政策3に係る主な取組み施策 ●

方 針	主な取組み施策
ア) マイナンバーカードの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張先申請受付の実施等によるカードの取得機会の充実</li> <li>・オンライン資格確認等、国の施策と連携したカードの普及促進</li> </ul>
イ) マイナンバーカードの多目的利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体ポイントの導入推進</li> <li>・マイナンバーカードを活用した図書館サービスの充実</li> <li>・公的個人認証を活用した行政手続オンライン化の推進</li> </ul>

**基本的政策4 利用の機会等の格差の是正に係る取組み**

我が国のデジタル・インフラは世界最高水準にあり、それはインターネット利用率の高さや通信速度の品質となって現れており、インターネットへのアクセス確保という側面では、デジタルデバイドの解消は進んでいる。

これからのデジタル弱者対策は、インフラ面だけでなく、手続のオンライン化に取り残されることやAI技術の進化により仕事がなくなることへの恐れなど、デジタル化が進む中で生じる不安に 대응するものとし、デジタル化によって市民一人ひとりの生活がどう便利に、どう豊かになるかを実感できるよう、取組みを進めていくことが肝要である。

こうした状況を踏まえ、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講じる必要がある。

**◆ 基本的政策4 — 方針 ◆**

ア) 情報通信技術の利用環境整備促進

加速するICTの発展に合わせ、市民誰もがその恩恵を享受できるよう、利用環境整備の最適化に取り組む。

イ) ICTリテラシーの向上

ICT機器を適切に活用する知識を十分持たない市民の中には、インターネット上のトラブルや犯罪への遭遇、コンピューターウィルスの感染といった不安を感じ、ICT利用に消極的になってしまいかねない。そうした不安を解消するとともに、ICTの進歩に伴ったモラルも含めた、基礎的な活用技術の習得を促進し、ICTの恩恵が広く享受されるよう、ICTリテラシーの向上を図る。

**● 基本的政策4に係る主な取組み施策 ●**

方 針	主な取組み施策
ア) 情報通信技術の利用環境整備促進	・ 利用環境整備の最適化
イ) ICTリテラシーの向上	・ 情報処理講座・パソコン講座等の実施

**基本的政策5 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組み**

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、本市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決につなげる。

**◆ 基本的政策5 — 方針 ◆**

## ア) ICTを活用した業務効率化

AI・ロボット技術などの先端的なICTの導入による業務効率化や人材不足への対応、地域課題の解決、市民サービスの向上等の実現に向け、データの安全管理、コストの低減、汎用化等の課題を整理し、活用できる業務の拡大を図る。

## イ) クラウドの利用拡大

クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組みを一層進めていく必要がある。

業務の効率化を図る観点から、基幹系業務等に係る情報システムにおいて、課題の整理・検討を進める。

**● 基本的政策5に係る主な取組み施策 ●**

方 針	主な取組み施策
ア) ICTを活用した業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTを活用した働き方改革の推進</li> <li>・ AI・RPA等の最先端技術の活用</li> </ul>
イ) クラウドの利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体クラウドの調査研究</li> <li>・ 民間クラウドサービスの活用推進</li> </ul>

### 基本的政策6 地域資源を豊かにするデータ利活用に係る取組み

未来の地域人材育成を目的とした教育現場におけるICT環境の整備などの取組みを通じ、地域資源の有効活用等による地域活性化や行政サービスを補完する取組みを促進し、地域における共助と価値共創の仕組みを充実させるとともに、地域課題の効率的かつ効果的な解決を図る。

#### ◆ 基本的政策6 — 方針 ◆

##### ア) 教育環境の充実とICT人材の育成

Society 5.0時代を見据え、未来に羽ばたく前提となる基礎学力を確実に身に付け、社会性・文化的価値観を醸成していくとともに、義務教育9年間における児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成していくことが必要であり、学校におけるICT環境を基盤とした先端技術等を活用した教育の実現が求められている。

先端技術等により、各場面における最適で良質な授業コンテンツを活用することで、本市が取り組む「わかる授業」を推進する。また、令和2年度(2020年度)からの小学校におけるプログラミング教育を通じた児童生徒の論理的思考力の向上や、他校や海外等と結んだ遠隔教育による対話的な学び、タブレット端末等を活用した協働的な学びを実施する。

さらに、教員が日常的にこれらの学習指導に取り組めるよう、学校におけるICT環境の充実を図るとともに、ICTを活用した指導力向上を図る研修やICT支援員による利活用支援等を実施する。

教育課程外においても発展的・継続的に学ぶことができるようにするため、企業や地域(学生、PTA、シニア等)等のリソースを活用した学習機会の提供の推進を図る。また、デジタル化の恩恵を広く市民が受けられるよう、ICTリテラシー教育に努めるとともに、データ活用を推進するエキスパート人材教育も進めるため、市内の人材を活用した持続的な育成に努める。

さらに、データを重視した政策形成やICTの効果的な活用による政策目的達成を推進するためには、広く市職員のICTリテラシーの向上が不可欠である。市職員におけるICT人材の育成は、短期的かつ散発的な対策では解決が困難であるため、中長期的な視点に立って、計画的に人材育成及び確保に取り組む。



## イ) 地域の活力向上支援

地域コミュニティにおいても、コミュニケーション手段としてICTを効果的に導入することにより、作業負担を軽減しながら多様な世帯へ情報提供を行うことが可能となる。

電子申請、電子掲示板、その他市民活動を支援する情報受発信の活性化ツールの他、市民一人ひとりから具体的な行政ニーズを受け取ることができるツールは、多様な主体間の連携に向けたICT利活用の観点から、その必要性が高まっている。

また、ICTを活用することにより、市民自身が行政サービスの課題や地域課題を解決する取組み（シビック テック Civic Tech）など、多様なニーズにきめ細かに対応する活動を支援するため、課題を柔軟に解決できる方法の充実やデータ活用人材の育成促進に努める。

## ウ) 地域資源の価値を高める取組み

## (a) 観光・移動分野

本市の中心的観光資源である姫路城について、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）等、ICTによる観光資源の魅力向上のため、姫路城周辺における情報通信環境の整備を図る。

こうした新たなサービス、価値創出を引き出す取組みを他の観光資源についても展開し、有機的にまちの活力を高める。

## (b) 農林水産・ものづくり分野

本市にはモノを生み出す地域資源も多い。産業の担い手の減少や高齢化などによる労働力不足や技術の継承などが大きな地域課題になっている。

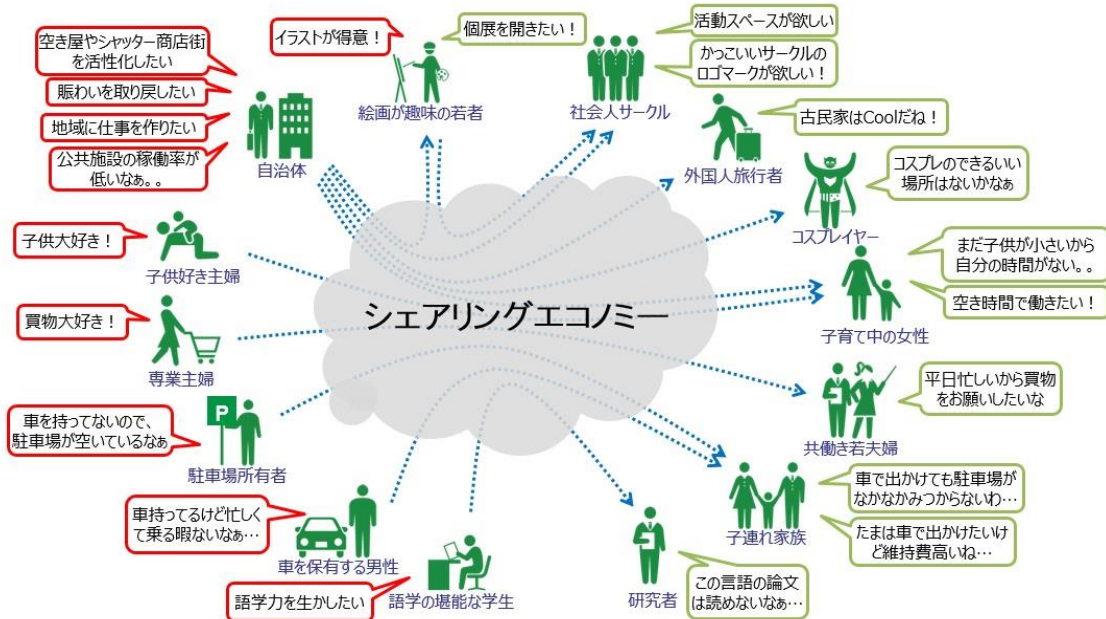
そこで、先端技術を活用した産業のスマート化を推進する観点から、データベースの活用、通信環境の整備等を行う。また、自動運転トラクターや農業用ドローンを利用したスマート農業の実証及び普及支援を行うとともに、農業分野におけるICT人材の育成に向けた研究を進める。

## 第4章 基本的政策

### エ) シェアリングエコノミーの推進

個人等が保有する活用可能な資産等（空間、モノ、カネ、スキル、知識等）を他の個人等が利用可能とする経済活動である「シェアリングエコノミー」の取組みを支援する。

多様な交通手段による移動を結びつけ、効率良くかつ便利に利用できるMaaS（マース）等の新たなサービスを進めるなど、ICTによる資産等の利活用を推進する。



シェアリングエコノミー促進室ホームページ (<https://cio.go.jp/share-eco-center>) より

### ● 基本的政策6に係る主な取組み施策 ●

方針	主な取組み施策
ア) 教育環境の充実とICT人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT学習環境の充実</li> <li>ICTをテーマとしたフォーラム等の開催</li> </ul>
イ) 地域の活力向上支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用した地域コミュニティ活動の支援</li> </ul>
ウ) 地域資源の価値を高める取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTによる観光資源の魅力向上</li> <li>スマート農業の実証及び普及促進</li> </ul>
エ) シェアリングエコノミーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>MaaS等新たなモビリティサービスの導入検討</li> </ul>

## 第5章

### 計画の推進について

# 第5章 計画の推進について

## 1 計画の推進に係る留意事項

(1) 情報セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

・本計画の推進に当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）等の法令及び姫路市情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報システムの運用体制を確保する。

・個人情報の保護に関する法令のほか、姫路市個人情報保護条例（平成17年12月20日 条例第78号）に基づく適正な制度運用により、適正な官民データ利活用の推進を図る。

(2) データ活用人材育成

・基本法の基本理念にのっとり、国の情報技術に関する戦略内容を踏まえ、かつ本市の地域特性を考慮しつつ、民間事業者・地域団体等との連携により、庁内外における官民データ活用人材の育成に努める。

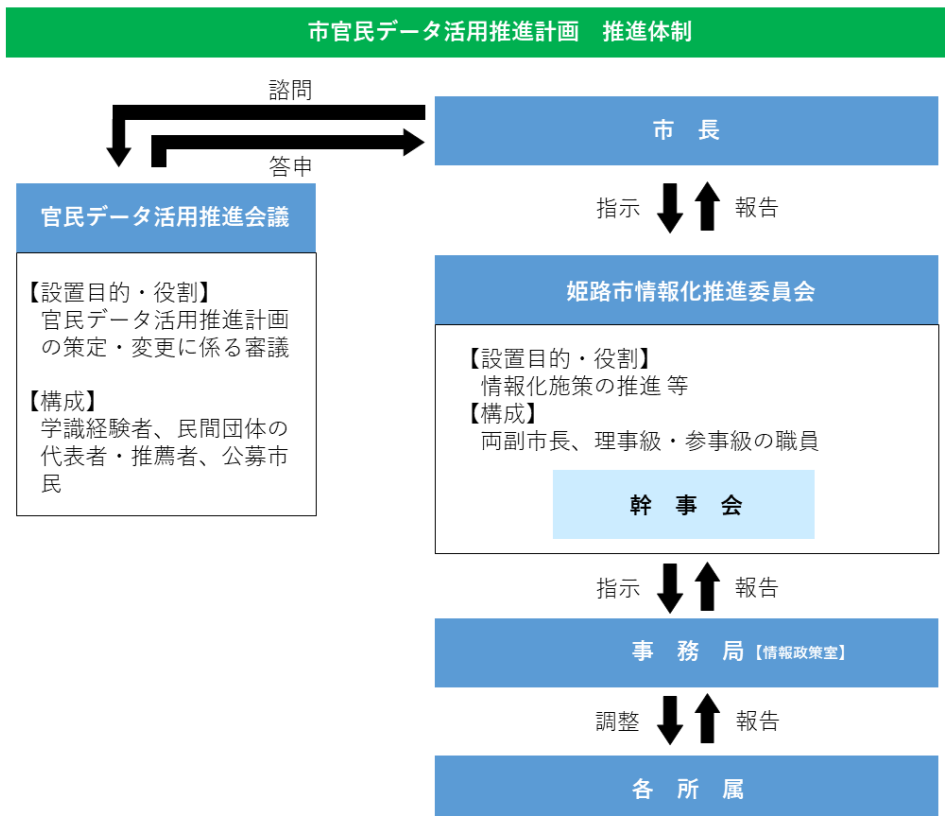
## 2 庁内推進体制

(1) 姫路市情報化推進委員会

本計画第4章において定めた基本的政策に係る施策を推進するため、姫路市情報化推進委員会により、関連する庁内の取組みを確認する。

(2) 姫路市官民データ活用推進会議

計画内容の見直しについて、幅広い視点、専門的な観点から意見が必要な場合は、姫路市官民データ活用推進会議により計画の変更を審議する。



## 付属資料 用語解説

用語	用語解説
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。（「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定））
オープンデータカタログサイト	オープンデータの案内、横断的検索を目的としたサイト。
官民データ	電磁的記録に記録された情報であって、国、地方公共団体、独立行政法人、その他の事業者により、事務、事業の遂行に当たって、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（基本法第 2 条第 1 項）
キャッシュレス	お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。 口座振替、クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマートフォンやインターネットを使った支払いがこれにあたる。現金ではなく、主に、デジタル化されたデータでお金のやり取りを行うもの。
共通語彙基盤	分野や組織を横断してデータ交換するため、データ項目やデータ構造等を整理した枠組み。拡張性が行政機関における A P I（※）やデータ設計の基本となる情報が整理されている。 ※ A P I とは、Application Programming Interface の略で、アプリケーションの開発者が、他のハードウェアやソフトウェアの提供している機能を利用するためのプログラム上の手続きを定めた規約の集合を指す。
行政情報分析基盤	住民情報などの行政が保有する業務情報を、個人が特定できないように抽象化処理を行い、庁内ビッグデータとして統計分析作業に活用できる分析ツールで、客観的な証拠に基づく政策立案（EBPM）や業務改善を支援するもの。 平成 2 8 年度、本市において構築し、現在は LGWAN-ASP として運用されている。
行政手続のオンライン化	行政手続をインターネット経由でできるようにする取組み。
（行政手続の）デジタル化	行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結されるよう、行政サービスの 100% デジタル化の実現に向けた取組み。
クラウド（サービス）	事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。
公的個人認証	公的個人認証とは、オンラインで（＝インターネットを通じて）申請や届出といった行政手続やインターネットサイトにログインを行う際などに、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカード等の I C カードに記録することで利用が可能となる。 電子証明書には、以下の 2 種類がある。 ・署名用電子証明書…インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用（例：e-Tax 等の電子申請）。「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真性なものであり、利用者が送信したものであること」を証明する。 ・利用者証明用電子証明書…インターネットサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用（例：マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付）。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明。

用語	用語解説
公的個人認証AP等の各種機能	マイナンバーカードのICチップには、カードを多目的に利用できるよう各種機能が搭載されている。搭載されている機能は、対面における券面記載情報の改ざん検知等で利用できる「券面AP」、電子申請等で利用できる「JPKI-AP」、個人番号や氏名、住所等の基本4情報をテキストデータとして利用できる「券面事項入力補助AP」、住民票コードが記録されている「住基AP」などがある。
コンビニ交付サービス	コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスのことで、コンビニエンスストア等に設置してあるマルチコピー機から住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書の交付を受けることができる。利用する人の認証（本人確認）は、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が用いられている。
自治体ポイント	ボランティアや健康活動など、住民の公共的な意義のある活動を支援するため、買い物等で利用できるポイント（自治体ポイント）を付与し、経済活動にも寄与しようとするもの。
シェアリングエコノミー	個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動のこと。
シビックテック (Civic Tech)	Civic（市民）とTech（技術）をかけあわせた造語で、テクノロジーを活用して社会への市民参加を促し、市民自らが地域課題を解決しようとする取り組みや考え方。
地域情報プラットフォーム標準仕様	様々なシステム間の連携（電子情報のやりとり等）を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール（標準仕様）のことで、地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を行うことで、業務・システムの効率化や、マルチベンダー化が期待される。
中間標準レイアウト仕様	地方公共団体の情報システム更改に際し、既存システムから次期システムへのデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイル用のレイアウト仕様で、平成24年6月から総務省において公開、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において維持管理されている。中間標準レイアウト仕様を活用することで、地方公共団体においては、システム更改時における円滑なデータ移行や、移行コストの削減が可能となる。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。
マイキープラットフォーム	マイナンバーカードに搭載された公的個人認証の機能を活用し、公共施設の利用や自治体ポイントの使用等、各種サービスにマイナンバーカードを利用するための共通基盤のこと。
マイナンバー（個人番号）	日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。

用語	用語解説
マイナンバーカード	<p>本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるＩＣカード。</p> <p>ＩＣチップには、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」という公的個人認証サービスによる２つの電子証明書が標準的に搭載されているほか、ＩＣチップの空き領域を利用し、市町村・都道府県等は条例で定めるところ、また国の機関等は総務大臣の定めるところにより、それぞれの独自サービスで利用可能。</p> <p>他人による「なりすまし」を防止するため、カード本体やＩＣチップにも偽造防止のための様々なセキュリティ対策が施されており、また、ＩＣチップに記録されるのは、券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等）、総務省令で定める事項（電子証明書等）、市町村が条例で定めた事項等に限られている。</p>
文字情報基盤	<p>文字情報基盤とは、氏名に使われる漢字約６万文字のフォントと、画数等の各種関連情報を、誰でも無料で自由に利用できる、行政や社会活動の基盤である。</p>
ＡＩ（人工知能）	<p>Artificial Intelligence の略である。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。（基本法第２条第２項）</p>
ＡＲ（拡張現実）	<p>Augmented Reality の略である。現実世界から得た画像や映像、音声などにコンピュータで加工や修正を行い、利用者の視覚や聴覚、触覚などで得られる情報を変化させて提供する技術の総称。</p>
ＢＰＲ	<p>ＢＰＲはBusiness Process Reengineering の略である。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。</p>
ＥＢＰＭ	<p>Evidence Based Policy Making の略で、統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。</p>
ＥＨＲ	<p>Electronic Health Record（医療情報連携）の略である。それぞれの地域において、医療機関や介護施設をネットワークでつなぎ、患者の診療情報や生活情報等の共有を図るためのシステムのこと。</p>
ＩＣＴ	<p>Information Communications Technology の略。情報通信技術。</p>
ＩＣＴリテラシー	<p>ＩＣＴの活用・操作能力。メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力まで含む。</p>
ＩｏＴ	<p>Internet of Things（モノのインターネット）の略である。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。</p>
ＭaaS	<p>Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。</p>
ＲＰＡ	<p>Robotic Process Automation の略である。ＡＩ等の技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うこと。</p>
Ｓociety 5.0	<p>サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる、人間中心の社会。</p>



用語	用語解説
PHR	Personal Health Record（個人健康情報管理）の略である。個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を、電子記録として、本人や家族が正確に把握するための仕組みのこと。
VR（仮想現実）	Virtual Reality の略である。身体に装着する機器や、コンピュータにより合成した映像・音響などの効果により、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように体感できる仮想環境を人工的に作り出す技術の総称。